

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱

奈良県産業・観光・雇用振興部

産業振興総合センター

奈良市柏木町129-1

0742-31-9084

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。（以下「大店立地法」という。））に基づく大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することを目的として、設置者に対して求める本県の大店立地法の運用に関する必要な手続等について定めるものとする。

(用語の定義及び対象)

第2条 この要綱に使用する用語の定義は、大店立地法の例により、この要綱は、大店立地法で定義する大規模小売店舗について適用するものとする。

(指針)

第3条 設置者は、大店立地法の届出にあたっては、大店立地法第4条第1項により経済産業大臣が定める「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「指針」という。）に基づいて行うものとする。

2 指針の取扱に関して必要な事項は、別に定める。

(事前協議)

第4条 県は、設置者に対し大店立地法の届出の前に、様式第1号の大規模小売店舗出店計画概要書（以下「出店計画概要書」という。）に必要な事項を記載し、当該届出にかかる内容についてあらかじめ相談を行うよう求めるものとする。ただし、大店立地法第6条第1項による場合をのぞく。

2 県は、関連する許認可との円滑化等を図るため、設置者に対し、関係各課との事前協議を行うよう求めることができる。

3 また、県は、必要に応じ、奈良県土地利用調整会議に提案し、審議検討を行う。

(届出書の提出)

第5条 県は、設置者に対し、別に定める作成要領に基づき、大店立地法の必要届出事項及び添付書類を作成し、それらを添えて県に大店立地法の届出書の提出を求めるものとする。

2 届出書の提出先は、奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターとし、法第5条第1項の規定による届出及び書類を提出するにあたっては、その提出部数は原則として正本1部、副本4部とする。

3 設置者は、次の各届出及び書類を提出するにあたっては、その提出部数は原則として正本1部、副本2部とする。

- (1) 法第6条第1項の規定による届出及び書類
- (2) 法第6条第2項の規定による届出及び書類
- (3) 法附則第5条第1項の規定による届出及び書類

4 設置者は、次の各届出及び書類を提出するにあたっては、その提出部数は原則として正本1部、副本1部とする。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出及び書類
- (2) 法第11条第3項の規定による届出及び書類

5 奈良県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）が開催される場合、設置者は、別途審議会用資料として必要部数を提出するものとする。

（届出書等の概要の公告）

第6条 大店立地法第5条第3項（大店立地法第6条第3項において準用する場合を含む）及び第6条第6項の規定による公告は、本県の公報により行うものとする。

2 前項の公告は、様式第2号から様式第4号を用いて行うものとする。

（届出書等の縦覧）

第7条 届出書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- （1）奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター
- （2）大店立地法第5条第1項の届出の場合、出店予定地となる市町村。

2 縦覧の時間帯は午前9時00分から午後5時00分までとする。

3 縦覧の休業日は、次のとおりとする。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日
- （3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

4 縦覧の期間の計算は、暦日を用いるものとする。ただし、最終日が前項の場合はその翌日までとする。

（軽微な変更）

第8条 県は、大店立地法第6条第2項の規定による届出のうち、大店立地法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更（以下「軽微変更」という。）にあたるものについては、当該届出を行おうとする日の1か月前までに様式第5号により、軽微変更と認めるのに必要な資料を添付し、設置者に対し、申し出るよう求めるものとする。

2 第1項の申し出を受けた場合、県は様式第6号により、軽微変更と認める又は認めない旨を、理由を付して設置者に対し通知するものとする。

（説明会の開催等）

第9条 県は、設置者に対し大店立地法第7条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）を開催する場合には、説明会に参加する者の参集を考慮して開催日時及び場所を定めるよう求めるものとする。

2 県は、説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）に対し、前項に規定する事項について、県と協議するよう求めるものとする。

3 説明会の開催については、平日の夜間（午後7時～9時を基準とする）又は土、日、祝日とすることを原則とし、県が複数回開催する必要があるとした場合には、3回を上限として別記1に定める。

4 県は説明会開催者に対し、説明会の開催を周知しようとするときは、出店予定地内の一般住民の見やすい位置に立て看板（A1サイズ以上）を設置するとともに、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙4紙への掲載、又は敷地境界から原則1kmの範囲内へのチラシ配布のいずれかの方法を用いるよう求めるものとする。

5 説明会開催者は、説明会の資料として参加者に対して、様式第1号による出店計画概要書を配布し、説明するものとする。

6 県は、説明会開催者に対し、説明会を開催した場合は、すみやかに県に対し、様式第7号による報告書の提出と内容説明を求めるものとする。

(説明会を掲示に代える場合)

第10条 説明会開催者は、大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年6月10日通商産業省令第62号以下「大店立地法施行規則」という)第11条第2項の規定による説明会を掲示に代える場合、大店立地法第6条第2項の届出をする1か月前までに、説明会を開催する必要がないと認めるのに必要な資料とともに様式第8号により、理由を付して説明会を掲示に代える申請を行うものとする。なお、説明会を掲示に代える要件については別記2に定める。

2 県は第1項の申出を受けた場合には、様式第9号により、説明会を掲示に代える申請を認める又は認めない旨を、理由を付して説明会開催者に通知するものとする。

3 前項の通知により説明会を掲示に代える場合、大店立地法施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該掲示に係る届出が大店立地法第6条第3項の規定により縦覧に供されている間、継続してこれを行うものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第11条 説明会開催者は、大店立地法施行規則第13条第1項の事由により説明会が開催できない場合は、様式第10号により説明会開催不能の申請をするものとする。

2 県は、前項の申請書を受けた場合、内容を審査し、大店立地法施行規則第13条第1項の事由に該当すると認める又は認めないことを決定し、様式第11号により、理由を付して説明会開催者に通知するものとする。

3 説明会開催者は、説明会を開催することができないと認められた場合、大店立地法第7条4項による届出等の要旨を、出店予定地内の一般住民の見やすい位置に立て看板(A1サイズ以上)を設置するとともに、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙4紙への掲載、又は敷地境界から原則1kmの範囲内へのチラシ配布のいずれかの方法で周知するものとする。

(市町村の意見書の提出等)

第12条 大店立地法第8条第1項の規定による県からの市町村への意見照会については、様式第12号を用い、市町村は様式第13号により意見を提出する。

2 出店予定地が複数の市町村にまたがる場合はそれぞれの市町村へ意見照会するものとする。

3 意見書は、奈良県知事(提出先は奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター)あて、持参又は郵送により提出するものとする。

4 意見書の公告の方法は、第6条第1項の例による。

5 前項の公告は、様式第14号を用いて行うものとする。

6 意見書の縦覧は、第7条の例による。

(住民等の意見書の提出等)

第13条 大店立地法第8条第2項の規定に基づく意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所、法人並びに団体にあつては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 意見書を提出しようとする者が私人の場合には、前項に記載した事項についての公表の意思の有無
- (3) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (4) 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項
- (5) 生活環境の保持の見地からの大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の範囲内での意見と理由

2 意見書は、奈良県知事（提出先は奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター）あて、持参又は郵送により提出するものとする。

3 意見書の公告の方法は、第6条第1項の例による。

4 前項の公告は、様式第14号を用いて行うものとする。

5 意見書の縦覧は、第7条の例による。

（県の意見等）

第14条 県の意見については、様式第15号又は様式第16号を用いて意見を述べ又は意見を有しない旨を、設置者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により意見を述べた場合については公告を行う。

3 県の意見の公告の方法は、第6条第1項の例により、様式第17号を用いて行うものとする。

4 県の意見の縦覧は、第7条の例による。

（県の意見に対する添付書類の事項のみの変更）

第15条 県が、大店立地法第8条第4項の意見を述べた場合で、設置者が大店立地法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、県は、様式第18号の添付書類変更通知書により、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を通知するよう求めるものとする。

2 前項の規定による通知は、大店立地法第8条第7項の通知とみなす。

（県の勧告等）

第16条 県は、大店立地法第8条第4項の規定により、県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺的生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときは、大店立地法第9条第1項の規定により市町村の意見をきくこととする。

2 大店立地法第9条第1項の規定による県から市町村への意見照会については様式第19号を用い、市町村は様式第13号により意見を提出する。

3 意見書の提出は第12条第3項の例による。

4 大店立地法第8条第7項による届出が、県が述べた意見を適正に反映しており、市町村の意見

を聴く必要のない場合は、様式第20号を用いてその旨を市町村に通知するものとする。

5 法第9条第1項の規定による県の勧告については様式第21号を用いて行うものとする。

6 県の勧告の公告の方法は第6条第1項の例による。

7 前項の公告は様式第22号を用いて行うものとする。

(県の勧告による添付書類の事項のみの変更)

第17条 県は、大店立地法第9条第1項の規定による勧告を行った場合で、設置者が大店立地法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、様式第23号の添付書類変更届出書により、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更の届出をするよう求めるものとする。

(公表)

第18条 県は、公表を行おうとするときは、あらかじめ設置者にその旨を通知し、原則として書面により意見聴取を行うものとする。ただし、当該設置者が正当な理由がなく意見聴取に応じなかったときはこの限りでない。

2 前項の意見聴取は様式第24号を用いて設置者に通知するものとする。

3 設置者は第1項の通知があった場合は、通知の日から2週間以内に様式第25号を用いて公表に関する意見を述べることができる。

4 県は前項の意見を考慮し、設置者が大店立地法第9条第1項の規定による県の勧告に正当な理由なく従っていないと認められる場合には、様式第26号を用いて設置者に公表をする旨の通知をするものとする。

(公表の方法)

第19条 公告の方法は第6条第1項の例による。

2 前項の公表は、様式第27号を用いて行うものとする。

(要綱の細目)

第20条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則：この要綱は平成12年6月1日より施行する。

附則：この要綱は平成13年4月1日より施行する。

附則：この要綱は平成18年4月1日より施行する。

附則：この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附則：この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附則：この要綱は平成25年4月1日より施行する。

附則：この要綱は令和3年4月1日より施行する。